

著作権/産業財産権

22j1-106

教科書 P18-P19, P26

トピック集 P54-P57

著作権/産業財産権

- 著作権/産業財産権
- S: 著作権/産業財産権についてよく理解でき、考え方を踏まえて活用しようと思った
- A: 著作権/産業財産権についてよく理解できた
- B: 著作権/産業財産権について理解できた
- C: 著作権/産業財産権について理解できなかった

著作権/産業財産権

知的財産権

- 知的財産権 = 作った人の権利
- 著作権: 著作物に関わる
- 産業財産権: 発明などに関わる

著作権とは

- 創作した作品と作者を守る
- 届出不要
- 著作権法
 - 表現する行為の保護
 - 文化的活動の促進
 - 処罰規定あり
 - 著作者の許可があれば利用できる

著作者の2つの権利

- 著作権 = 著作者人格権 + 著作権(財産権)
- 著作者人格権
 - 著作者が精神的に傷つけられないため
 - 譲渡不可
 - ×勝手な改変 ×部分的な抜き出し
- 著作権(財産権)
 - 著作物を財産として考える権利
 - 報酬の根拠

著作権

名称	著作権の種類	著作権法	権利の概要
著作者 人格権	公表権	18条	著作物を公表するか否かを定める権利
	氏名表示権	19条	著作物を公表する際に氏名を表示するか否かを定める権利
	同一性保持権	20条	著作物の内容を改変されない権利
著作 財産権	複製権	21条	著作物を複製する権利
	上演権・演奏権・ 上映権	22条	著作物を上演・演奏・上映する権利
	公衆送信権	23条	著作物を公衆に送信または送信可能にする権利
	口述権	24条	言語の著作物を口述する権利
	展示権	25条	美術の著作物を展示する権利
	頒布権	26条	映画の著作物を頒布する権利
	譲渡権・貸与権	26条	映画以外の著作物を譲渡・貸与する権利
	翻訳権・翻案権	27条	著作物を翻訳・変形する権利

引用

- 許諾なしに他人の著作物を利用する方法の一つ
- 引用には法の定めがない
 - フェアユースの考え方
- レポートには引用が必須
 - 文献調査をしました
 - ネットで検索しました
 - 先行研究の調査の証
 - 自分の論に有識者のお墨付き

引用のルール(慶應義塾大学出版会 アカデミック・スキルズ より)

- ルール1: 引用自体に語らせてはならない
- ルール2: 出典を明らかにする
- ルール3: 正確に引用する
- ルール4: 孫引きしない

引用のルール

- 引用した部分を明示
 - 『』で囲む
- 引用元を明示
 - 教科書・副教材: (教科書〇〇ページ)
 - Webページ: (http://～URLを示す)
- 引用する必然性
 - 引用しなければ説明できない論理展開
- 引用する分量
 - 引用箇所が自分の意見の1/3以下

学校における特例(著作権法第35条)

- 授業で利用するものは
- 必要と認められる限度において
- 著作物を複製、公衆送信が可能
- ×著作権者の利益を不当に害すること

産業財産権（知的財産権）

産業財産権(知的財産権)

- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権

産業財産権(知的財産権)

・トピック集55ページ

守られる権利	根拠となる法律	内容	保護期間	
産業財産権	特許権	特許法	発明者に独占的な権利を与えて発明の保護、利用を図る	出願から20年
	実用新案権	実用新案法	物品の形状、構造やその組み合わせに関する考案の保護利用を図る	出願から10年
	意匠権	意匠法	意匠(工業デザイン)の保護、利用を図る	出願から25年
	商標権	商標法	商標(商品やサービスを表す表示)の保護、利用を図る	登録から10年 (更新可)
著作権	著作権法	著作物などの著作者の権利の保護を図る	原則、著作者の 死後70年	
半導体回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置に関する法律	半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図る	登録から10年	
育成者権	種苗法	植物の新たな品種を保護し、品種の育成の振興を図る	登録から25年	
営業秘密などの保護	不正競争防止法	コピー商品の譲渡や輸出入、営業秘密の不正取得、技術的制限手段の効果妨害装置の提供などを禁止する		

産業財産権について 調べてみよう

産業財産権について調べてみよう

- 産業財産権の具体的な例を探してみよう
 - 何がどう守られているのか
- 具体例を1つ紹介
 - 画面に大きく表示する
 - チャットに「できた」と書き込み
- みんなで共有
 - どのようなものがあるのか
 - どうやって検索するのか